

法に触れた少年に対する「法教育」の実践と課題

2023年7月30日（日）

日本学術会議「市民性涵養と法教育」

武内謙治（九州大学）

1 はじめに

- ・少年院における「法教育」の実践とそこから見える課題（報告者の個人的見解）
- ・少年院：「主として、家庭裁判所が少年院送致の決定をした少年を収容し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設」。全国に46庁（分院6庁を含む。）設置（2023年4月1日現在）
- ・法教育：「①法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、②法的なものの考え方を身に付けるための教育」（法務省 [<https://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>]。下線は引用者）
→本報告では①の価値について「一緒に考えること」という程度の意味で「法教育」という言葉を用いる

2 「法教育」の枠組み

- ・九州大学法科大学院と福岡少年院との包括的教育連携（2018年3月27日締結）
 - ・少年院：エクスターンシップとして法科大学院生を受入れ
 - ・法科大学院：少年院在院者に対する「講義」（講話）を教員が提供
 - ・「法教育」と「労働法規」（「キャリアカウンセリング講座」の1コマ）
→年4回ずつ実施。出院までに全員が受講できるようにするため
- ・対象：1級生（出院が近い在院者）
（先行例）
- ・「法教育」
 - ・高崎2014：CLS法教育室（中央大学法科大学院生の有志により設立された団体）による少年院における法教育の実践（2013年多摩少年院、2014年茨城農芸学院）
 - ・東京大学法科大学院出張教室2014：東京大学法科大学院出張教室（東京大学法科大学院の学生によって組織された団体）による市原学園における法教育の実践（2013年）
 - *同様の取り組みは、一橋大学、慶應義塾大学、早稲田大学によっても行われている（多摩少年院や新潟少年学院などで実施）
 - ・小名木2016：2011年4月以来、月形学園（北海道）において被害者理解担当の外部講師として授業を実施
 - *個人的なつながりで行われているインフォーマルな取組みや、弁護士が篤志面接員となり少年施設において簡単な法律相談に応じている例は、おそらく他にも多数存在
- ・インターンシップ
 - ・青山学院大学＝沼田町＝法務省保護局（2013年7月26日）：沼田町就業支援センターにおける法学部生のインターンシップ
 - ・琉球大学法科大学院＝沖縄少年院「学外研修協定」（2017年6月5日）
 - *「法務省人間科学系インターンシップ」（https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03_00033.html）への法学部の大学生の参加例は存在

3 「法教育」の内容と方法

- ・内容
 - ①「権利」と「義務」
 - ②民事事件と刑事事件の違い
- *第一の目標は、自分が人権享有主体であり、社会の（ルールをつくる）一員であることを理解してもらうこと

・方法

- ・事前にスライドを配付
 - ・発達・学習・色覚の特性、多様性への配慮（例）UDフォント・背景色への配慮、イラストの使用
- ・授業ではできるだけ質問をし、自由に答えてもらう（無理強いはしない）（例）権利を使った・守られた／侵害された・守られなかった経験
- ・質疑は質問が尽きるまで続ける（日課に配慮してもらっている）
- ・その場の雰囲気ややりとり（「その日、その場所では生まれられない」もの）を重視する
 - ・どのようなことでも発言してよいことを最初に伝える（処遇上不利益な扱いは絶対にしない）
 - ・流れにしたがい、選挙の意味や法律のつくられ方（選挙権→国会議員の役割→立法）、税金の話（なぜ納税が義務なのか、どんなことに税金が使われるのか、少年院の運営に税金が使われていることにはどのような意味があるのかなど）、多数決で決めてよいこと／決めてはならないことなどを議論することも多い
 - ・職員（法務教官）は立ち合うが発言はしない
 - ・権利主体であることを子どもが（再）認識することで少年院におけるルールの（不）合理性や（不）必要性につき疑問が呈される可能性があるということは織り込み済み

4 少年院における「法教育」の意義

(1) 少年院における「法教育」の「下塗り」または「上塗り」としての役割

- ・民法上の成年年齢の引下げ（＋特定少年制度の創設）→「成年社会参画指導」の導入（2022年3月）
(<https://www.moj.go.jp/content/001370251.pdf>)
 - ・ワークブック「大人へのステップ」
 - ・指導目標：成年であることの自覚および責任を喚起するとともに、社会参加に必要な知識を付与すること等
 - ・大人として必要な知識、心構え、自覚と責任の喚起、非行の反省、被害者の思い等の理解
 - ・法教育：単元1～6：大人になる①、非行・犯罪について①、ルールについて、契約について、契約トラブルについて、訴訟について
 - ・社会人教育：単元7～12：家族について、結婚について、仕事について、友人について、非行・犯罪について②、大人になる②

(2) 一般教育の「穴埋め」としての役割

- ・「法」や社会の仕組みのことに触れる「学習機会」の問題

白井2020・16-17：「少年鑑別所は基本的に同一地域の者を対象としており、中学時代から19歳まで何度も顔を合わす少年がいた。最高は11人であった。御推察のとおり要領のよいお調子者である。ある時再入少年との会話で「先生、俺たち法律なんて習ってないのに不公平じゃん」と軽口を叩かれた。笑顔で一喝したが、よく考えればそのとおりである。以来、少年期の法教育の必要性を強く感じてきた。少年院で仕事をしていると、時に少年から「何を基準に正しいと考えればいいのかかわからない」と言う声を聞く。成長過程で学べていない、あるいは

は誤った学び方をしているからではないか。正しさを見付け出す力こそ大切だが、例えば法治国家である日本においては、法を知り、法を使い、法を造る人を育てていくことも教育の大切な役目であろう。一方で、真面目に生きようとするものが理不尽に苦痛を強いられる家庭や学校、職場や社会は、少年たちの心を歪ませ、非行の言い訳を膨らませる。／平成18年に福岡少年院で（略）法教育授業を強引にお願いした。」

(3) 体験と仕組みをつなぐ役割

- ・「法」や「ルール」との様々な遭遇体験から基本的な仕組みを考えてもらう
- ・「困りごと」の多くは「法」（や権利）と関係していることを知ってもらう→困りごとは相談してもよいこと、専門家に相談すると問題が大きくなる前に解決することも多いことを知ってもらう
- ・自分も（自分の非行に関係した人と同様に）人権享有主体であることを知ってもらう

5 (少年院における)「法教育」の課題

①「法教育」が呼び覚ますもの—「パンドラの箱」を開けて最後に残るものは果たして「希望」か？

④権利主体であることの(再)認識

→身近なルールの正当性への疑問や権利主張には誠実に応える必要

⇒たとえ「おとな側」にとって「都合が悪い」存在であったとしても権利のことを子どもに伝える必要性

大江2002 18頁:「権利論の意義は(おとな側の意向を汲んだ)子どもの良き生の保障にとどまりません。権利論の「(おとな側にとって)恐ろしくもある」真の意義とは、

保障する側にとって権利は「都合が悪い」存在であることから来ています。大人のエゴを剔抉する刃としての子どもの権利論です。」

⑤過去の体験

・少年院在院者は、同年齢の子どもよりも生活と密着した部分で法と「遭遇」した経験をもつ者がおそらく多い(金銭の貸し借り、生活保護、家族間の問題、交友関係)

・少年院在院者は、逆境の小児期体験(ACE)をもつ者が少なくない(法務総合研究所2023)

⇒当事者性をもつ若年者に対し「法教育」は何ができるか？

②「出口」と「接続先」

・個別具体的に、法的支援のニーズを抱えている少年と保護者は(おそらくは)多い(損害賠償、負債、家族関係 etc.)

・若年者が法的問題について無料で相談できる場所や制度は多くない

⇒一般的・抽象的な活動を、個別具体的な問題の解決にどのように接続できるか？

【参考文献】

アーネ・リンドクウィスト=ヤン・ウェステル、川上邦夫(訳)『あなた自身の社会 スウェーデンの中学教科書』(新評論、1997年)

大江洋「子どもの権利を尊重する意味」教育と医学70巻4号(2022年)304-311頁

小名木明宏「月形学園における被害者理解講座の実践」刑政127巻4号(2016年)62-70頁

高崎由士「少年院における法教育活動とその未来」刑政125巻8号(2014年)82-87頁

東京大学法科大学院出張教室「市原学園における法教育活動」刑政125巻8号(2014年)88-96頁

白井健二「矯正を去るに当たって—少年矯正よどこへ行く 法務教官よ何をする」刑政131巻2号(2020年)12-22頁

法務総合研究所「非行少年と生育環境に関する研究」法務総合研究所研究部紀要35号(2023年)

【参考資料】

2018年10月10日付 朝日新聞朝刊(福岡県版)

(まなびの現場)少年院で考える「法律」 九大法科大学院が講義 /福岡県

あやまちを犯した未成年が更生するための施設、福岡少年院(福岡市南区)と九州法科大学院が連携を始めている。大学の教授が少年に法律について教えたり、少年院で法科大学院生が研修を積んだりする全国でも珍しい取り組みだ。

9月6日、福岡少年院の講義室に九大大学院法学研究院の武内謙治教授(47)が入ると、「お願いします」と野太い声が響いた。背筋を伸ばした15~20歳の15人は、刈り上げた髪がみな少し伸びている。近く社会に戻る「1級生」だ。

武内教授は「みなさんは実はいろんな権利を持っています」と、穏やかに語り始めた。「ちゃんと働いているのにお金がもらえなかった場合、どうすればいいですか」と問うと、少年たちは次々に手を挙げた。

「団体交渉権でストライキを起こす」「労働基準監督署に言う」「弁護士を付けて裁判を起こす」

答えを聞き、武内教授は「我慢するより相談する方が圧倒的に優れた解決法です」とうなずいた。

続けて「権利はみんなが幸せになるためにある。行動の自由という権利があっても、改造バイクの大きな音で夜中に走っていいでしょうか」と問いかけた。身じろぎもせずに聴き入る少年たちに、教授は民事裁判と刑事裁判の違い、成人年齢の引き下げも説明した。

質疑応答では、少年たちから次々と質問が飛び、計90分間の講義時間いっぱいまで、途切れることはなかった。

「人はみんな生きる権利が保障されているのに、死刑があるのはなぜですか」「民事でも前科みたいなのが残りますか」「子どもでも実名報道がまれにあるのはなぜですか」

武内教授は、すべての質問に丁寧に返答した。「みんな興味津々という感じで、疑問がその場で解決するから理解が早い」と少年院の岸川博二首席専門官(53)。

講義後に少年院がとった感想には、「知らないうちに権利を使ったり、義務を守ったり破ったりしていることがわかった」「これからは人の権利を侵害する人ではなく、権利を守る職業に就きたい」などと書かれていたという。

武内教授は「彼らは実際の体験から本質的な質問をしてくれるので、こちらも刺激を受ける。まず自分の権利を理解したう

えで、人の権利を守ることの大切さを知ってほしい」と話した。(略)【渡辺純子】

◇◇◇
2020年3月13日付 毎日新聞 (西部版夕刊)
法教育：未来を変える法教育 法科大学院・少年院連携 非行少年に「社会の常識」

(略)
1月30日、福岡少年院の講義室に短髪ジャージー姿の13人が集まった。「1級生」と呼ばれる出院を間近に控えた少年たち。この日は九州法科大学院の武内謙治教授(少年法)が「権利と義務」をテーマに講師を務めた。

「皆さんは権利を守られたと感じた経験はありますか」。武内教授が質問すると、徐々に手が挙がり始めた。「捕まった時、弁護士の先生が来てくれた」「教師に嫌がらせされたのは、守られていない状況だと思う」。少年らが「権利」と聞いてイメージしたことを口にした。武内教授はそうした問いに答えながら「働いたり、教育を受けたり。憲法に書かれた権利は、みんなが幸せになるためにある」と語りかけた。

武内教授は、非行を犯して他人の権利を侵害した際に背負う責任について説明し、トラブルに巻き込まれそうになった際の相談先も付け加えた。「自分がされたくないことを強いられたら、我慢せずに誰かに相談しよう」と締めくくった。

授業は、同大と福岡少年院が2018年3月に結んだ教育連携の一環。法律の専門家による講義を通じて更生に向けた後押しを狙う取り組みで、法教育と、出院後の就労を想定して労働法などを学ぶ「キャリアカウンセリング」が大きな柱だ。福岡少年院の岸川博二首席専門官(55)は「社会の常識を教えてくれる大人が周囲にいない非行少年も少なくない」と話し、法教育の必要性を指摘する。

法科大学院と少年院との連携は各地で広がっているが、17年に琉球大と沖縄少年院、沖縄女子学園が全国初の試みとして協定を締結したように、法科大学院生が少年院で矯正教育を学ぶエクスターンシップの例が多い。同様の取り組みは昨年度、東京大、一橋大、慶応大、中央大、早稲田大の五つの法科大学院が多摩少年院や新潟少年学院などで実施している。

九州大のように法科大学院の教授が非行少年に法教育をするという連携は全国でも珍しい。

武内教授は授業を通じ、非行を悪いと思わない一部の少年たちの存在に驚く一方、就労先で給料をピンハネされても泣き寝入りするしかなかった経験など実社会での無防備な姿も気にかかる。「最低限の法律の知識があればルールを破らずにすんだ少年もいる。法によって守られる権利と、守るべき他人の権利があることを知ってほしい」と話している。(略)【飯田憲】

◇◇◇
2020年3月26日付 毎日新聞 (福岡都市圏版)
記者有情：非行少年と法律 /福岡

非行少年に大学教授が法律講座ー？ 2年前から続く九州大学法科大学院と福岡少年院の取り組みを聞いた当初、授業風景が思い浮かばなかった。

内容はどこまで響くのだろう。今年1月と2月、少年院での講義に半信半疑で出席すると、在院中の少年の考えや、取り巻く環境にハッとさせられた。空腹を理由に万引きを正当化したり、職場で賃金の未払いに泣き寝入りしたり。浮き彫りになったのは法律やルールに対し、あまりに無防備な姿だった。

「基本的な法知識を知っていれば違う生き方があったかも……」。取材に応じた少年の口ぶりからは法に守られている自身の立場も理解したように見えた。講義で得たことを出院後に生かしてほしい。【飯田憲】

◇◇◇
2020年7月8日付 日本経済新聞九州法科大学院、少年院で法教育 更生を後押し (大学、地域を拓く)]

(略)
教授が年4回、出張講義

福岡少年院で6月17日、講義の様子を見せてもらった。施設はJR博多駅から車で30分ほどの場所で、小高い丘の閑静な住宅街に囲まれる。少年たちはここでのおおむね1年間弱を過ごし、適切な生活習慣や対人関係を身に付け、教科や職業指導を通じて更生を目指す。

現在は窃盗や傷害などの非行を犯した56人が集団生活を送る。入院当初は3級生で、更生度合いに応じて2級生、1級生へと進級していく。教授による講義は出院間近の1級生が対象だ。1級生は約3カ月で入れ替わるため、講義は年に4回実施している。

「よろしく願います」。午後1時半ごろ、1階の講義室で少年らの大きな声が響いた。この日のテーマは「権利と義務」で、少年法を専門とする武内謙治教授が担当した。16~20歳の少年ら13人は短髪で、新型コロナウイルスの感染防止のためマスクを着用していた。

「皆さんはこれまでに権利を使った経験がありますか」。武内教授が問いかけると早速、手が挙がり、「黙秘権」「事件を起こして報道されたが、名前が公表されなかった」などと答えた。次に権利を侵害された経験を聞くと、「移送中にトイレに行きたくなくなったが、手錠をしているのを隠してもらえず、人に見られるのが恥ずかしかった」「ファミレスの駐車場に車を置いてみると、何もしていないのに警察に写真を撮られた」などと発言した。

身近な権利に気付いてもらったところで、表現の自由や参政権、教育を受ける権利などに話を広げていく。そして、「表現の自由があるからといって、他人を傷つけていいのかな」「行動の自由があるからといって、改造バイクの大きな音で走っていいのかな」と他人にも権利があることを理解してもらった。

「トラブルの多くは他人が自分の権利を侵害しているか、自分が他人の権利を侵害しているのかのどちらか。困ったら弁護士に相談すると、トラブルが大きくならずに済む」。武内教授は繰り返し相談することの大切さを伝えた。講義は1時間半ほどで、最後の質疑も次々と手が挙がり、少年らは終始真剣な態度で講義を受けていた。

武内教授は「『ルールを守りなさい』というだけではなかなか伝わらない。自分たちも権利を持っていることに気付くことで、他人にも権利があることを理解できるようになる」と指摘する。これまでのアンケートでは「自分にも多くの権利があり、他人にも権利があることが学べた」「人の権利を守ることの大切さが分かった」などと肯定的な声が寄せられているという。

就労に備え労働法の基礎も講習

福岡少年院の中島学院長は「権利と義務について理解することが少年の立ち直りには大切だ。我々では説明できないことを専門家の知見で彼らに届く言葉で理解を促してもらっている」と手応えを感じる。

出院後の就労を想定し、労働法の基礎も教えている。同法が専門の山下昇教授が講義を受け持ち、最低賃金や職場でトラブルになった際の相談先などを教えている。講義内容は毎回少しずつ変えているといい、5月は職場でのパワハラなどの事例を紹介した。

教授による講義だけでなく、法科大学院生が1週間、福岡少年院で矯正教育の現場を学ぶ実習も実施している。同法科大学院生の実習先としては弁護士事務所や自治体、民間企業などがあがるが、18年の協定締結を機に少年院を選べるようになった。

法務省によると、以前から東京大学や一橋大学、慶応大学、中央大学、早稲田大学の法科大学院生が関東圏の少年院に出向き、法について教える取り組みをしているが、教授が法教育を担当するのは全国でも珍しいという。福岡少年院の中島院長は今後さらに連携を進め、「福祉や学習の権利などについても教えてもらいたい」と意欲を見せている。

(略)【朝比奈宏】